第六十四条第一項	投票人名簿	もの又は船舶、病院、老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人福祉センター、老人ホーム及び軽費老人ホームをいう。）に同法第二十九条に規定する有料老人ホームをいう。）において同じ。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条第一項に規定する被爆者をいう。）、国立保養所（厚生労働省組織令（平成十二年政令第四百五十二号）第百四十一条の国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織をいう。）、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者をいう。）、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第一項に規定する知的障害者をいう。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第五条に規定する精神障害者をいう。）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四条第二項に規定する児童をいう。）、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第六条第一項に規定する妊産婦をいう。）、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）第一条第一項に規定する戦傷病者をいう。）、戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第一条第一項に規定する戦傷病者をいう。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第一条